

ご存知ですか？ 9月は防災月間です

防災月間は、阪神・淡路大震災に次いで戦後2番目の犠牲者を出した伊勢湾台風が、9月に発生したことから位置付けられました。また、この台風の教訓から、「災害対策基本法」が制定されました。

9月1日の「防災の日」は、1923年9月1日に関東大震災が発生したことがきっかけで、「地震や台風などの災害に対する日ごろの備えを忘れないように」という意味が込められています。

※「災害対策基本法」とは、国や自治体において災害を未然に防ぐ防災対策の実施や、実際の災害時において避難や救出活動を実施する責任を位置付けた法律です。

根室市総合防災訓練を実施しています

市では、大規模な災害発生に備えるため、各防災機関や市民が連携した根室市総合防災訓練を、毎年9月に実施しています。

主な訓練として、自衛隊や消防本部による倒壊家屋や車両事故からの救助、炊き出し、市民参加による消火器等を用いた初期消火訓練を行っています。皆さんが積極的に参加して万が一の事態に備え、災害に強いまちを目指しましょう。



自衛隊による家屋からの救出訓練



消火器の使い方を確認する初期消火訓練

② 共助

共助とは、自分だけでは解決が困難なことについて、周囲や地域が協力して備えることです。

① 家族で共助

ふだんから家族で次の点を話し合い、災害に備えましょう。
・慌てず行動できるように、役割分担を決める。
・家の中の一番安全な場所を探し、確認し合う。

・非常持出品の所在を確認する。
・避難所や避難場所を確認する。
・災害時の連絡方法や集合場所を確認する。
・応急手当の知識を身に付ける。
・消火器を設置し、操作方法を確認する。

② 自主防災組織の結成

自主防災組織は、負傷者や

火災などの被害が拡大する前の初期段階に、消火や避難、救出救護活動を実施する組織です。この組織の活動により、災害時の混乱や被害を、最小限に防ぐことができます。「阪神・淡路大震災」では、救出者の98%が住民によるもので、地域の人々が協力しあった結果、犠牲者を最小限に食い止めることができたといわれています。

根室市でも、市内全町会に自主防災組織結成を呼びかけ、7月末現在で116町会のうち58町会が自主防災組織を結成しています。市防災担当や消防署では、自主防災組織の

③ 公助

役割や消火訓練、救急救命訓練、勉強会などのサポートを実施しています。「自主防災組織を結成したいが、どうすればいいかわからない。」「結成したけど、どうしたらいいかわからない。」などという場合は、お気軽にご相談ください。

公助とは、個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことを、公共（公的機関）が行うことです。

① 情報の提供

- ② 被災者の救助
 - ③ 負傷者の救護
 - ④ 避難所の開設
 - ⑤ 仮設住宅の設置
 - ⑥ 食糧・飲料等の供給
- 以上のほか、必要な対策を行います。



給水の様子（北海道東方沖地震）